

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>令和2年度高知県航空路線利用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第16条 (省略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年7月10日から施行する。</u></p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年10月15日から施行する。</u></p>	<p>令和2年度高知県航空路線利用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第16条 (省略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条、第12条、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年7月10日から施行する。</u></p>

新				旧				
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）				
補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率	
1	航空路線利用促進事業	高知龍馬空港発着路線の運航事業者	高知龍馬空港を発着する羽田路線、伊丹路線、福岡路線、名古屋路線、成田路線、関西路線及び神戸路線の利用促進事業に要する経費	定額	航空路線利用促進事業	高知龍馬空港発着路線の運航事業者	高知龍馬空港を発着する羽田路線、伊丹路線、福岡路線、名古屋路線、成田路線、関西路線及び神戸路線の利用促進事業に要する経費	定額
2	<u>航空路線利用促進事業（需要回復特別対策分）</u>	<u>高知龍馬空港発着路線の運航事業者</u>	<u>高知龍馬空港を発着する羽田路線、伊丹路線、福岡路線、名古屋路線、成田路線及び神戸路線の需要回復特別対策事業に要する経費</u>	<u>定額</u>				

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">利用促進事業計画</p> <p>1 事業主体</p> <p><u>2 補助事業</u>      <input type="checkbox"/> <u>航空路線利用促進事業</u>  <input type="checkbox"/> <u>航空路線利用促進事業（需要回復特別対策分）</u></p> <p><u>3</u> 事業期間      令和    年    月    日～令和    年    月    日</p> <p><u>4</u> 事業の目的</p> <p><u>5</u> 事業内容</p> <p><u>6</u> その他必要な書類 別紙のとおり</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">利用促進事業計画</p> <p>1 事業主体</p> <p>2 事業期間      令和    年    月    日～令和    年    月    日</p> <p>3 事業の目的</p> <p>4 事業内容</p> <p>5 その他必要な書類 別紙のとおり</p>